

≪医療費助成制度のご案内≫

2026年8月～

70歳未満の方の高額療養費

月単位の自己負担限度額（円）

健保：標準報酬月額 83万円～ 国保：年間所得 1160万円～	ア	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ 多数該当：140,100円 【年間上限:1,680,000円】
健保：標準報酬月額 53～79万円 国保：年間所得 770～1160万円	イ	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ 多数該当：93,000円 【年間上限:1,110,000円】
健保：標準報酬月額 28～50万円 国保：年間所得 370～770万円	ウ	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ 多数該当：44,400円 【年間上限: 530,000円】
健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：年間所得370万円以下	エ	61,500円 多数該当：44,400円 【年間上限: 530,000円】
住民税非課税世帯	オ	36,900円 多数該当：24,600円 【年間上限: 290,000円】
・マイナ保険証またはオンライン資格確認に同意していただく(もしくは、保険者に申請し任意記載事項が併記された資格確認書の発行を受け、窓口に提示して頂く)ことにより、お支払いが上記の自己負担限度額までとなります。 ・同一世帯(同一保険)で複数、同月に(人・病院・歯科・入院・外来ごとに分け、それぞれ)21,000円以上の負担がある場合は、合算し自己負担限度額を超えた際には払い戻し手続きがあります。 ・年間所得とは、収入から必要経費(給与所得控除や年金控除)を引き、さらに基礎控除を引いた金額を世帯(国保加入者に限る)で合算した年額です。		

70歳以上の方(65歳以上の後期高齢者医療の方)の高額療養費

月単位の自己負担限度額（円）

区 分			A: 外来(個人)	B: 入院＋外来(世帯)
現役並み所得者 (3割負担)	標準報酬月額 83万円～ 年間所得1160万円～	現役Ⅲ	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ 多数該当：140,100円 【年間上限:1,680,000円】	
	標準報酬月額 53～79万円 年間所得 700～1160万円	現役Ⅱ	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ 多数該当：93,000円 【年間上限:1,110,000円】	
	標準報酬月額 28～50万円 年間所得 370～770万円	現役Ⅰ	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ 多数該当：44,400円 【年間上限: 530,000円】	
一般課税の世帯			22,000円 【年間上限216,000円】	61,500円 多数該当：44,400円 【年間上限:530,000円】
住民税非課税世帯			区分Ⅱ 11,000円 【年間上限 96,000円】	25,700円 多数該当：24,600円 【年間上限:290,000円】
			区分Ⅰ 8,000円	15,700円 【年間上限:180,000円】
・マイナ保険証またはオンライン資格確認に同意していただく(もしくは、保険者に申請し任意記載事項が併記された資格確認書の発行を受け、窓口に提示して頂く)ことにより、お支払いが上記の自己負担限度額までとなります。 ・外来・入院ともにそれぞれA・Bの金額を上限として、お支払いいただきます。 同月にA・Bの金額を超えて支払った場合には、約3ヵ月後に払い戻しがあります。 ・同一世帯(同一保険)において、同月に(病院・歯科・薬局等の区別なく合算し)Bの金額を超えて支払われた場合は、払い戻し手続きがあります。				

- ・食事代や差額ベッド代、保険診療対象外の医療費などは高額療養費には含まれません。
- ・総医療費とは、保険適用される診察等の費用の総額(10割)です。
- ・多数該当とは、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降をいいます。
- ・70歳未満の方と70歳以上(後期高齢者医療受給者は除く)の方が同一世帯(同一保険)の場合は、世帯全体で70歳未満の方の限度額を適用します。
- ・年間上限額の新設(2026年8月1日～)、毎年8月～翌年7月までの1年間の総負担額で適用されます。

高額療養費長期疾病(特定疾病)制度

人工透析が必要な慢性腎不全の方は、特定疾病受療証を病院窓口に掲示いただきますと医療費の自己負担が月1万円までになります。70歳未満(後期高齢者医療は除く)で、一定所得以上(適用区分ア・イ)の方は、月2万円までとなります。

重度心身障害者医療

重度障害者の医療費自己負担分について、公費助成が受けられます。
ただし、65歳以上の方は、住民税非課税世帯の方のみ対象となります。(単独事業で助成を行っている自治体あり)

指定難病に係る特定医療費

パーキンソン病など厚生労働大臣が指定した「指定難病」の対象になっている方で特定医療費受給者証が交付された方は、医療費と介護費の一部が助成されます。所得状況により、助成額は異なります。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、てんかん等の治療が対象となります。所得状況により、助成額は異なります。

高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯(同一保険)で、毎年8月から1年間の医療保険と介護保険にかかった自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、超えた金額が支給される制度です。

入院中の食事代 (R8.6.1～)

区分			食費 (1食)
・現役並み所得者 ・一般課税の世帯			550円
(住民税非課税世帯に該当しない) 指定難病の方			330円
住民 税 非 課 税 世 帯	・70歳未満 の方	90日以内 の入院	270円
	・70歳以上(※) 減額認定証 区分Ⅱの方	91日以上 の入院	220円
	・減額認定証 区分Ⅰの方 ・老齢福祉年金受給者		130円

(※) 65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療保険に加入している方を含みます。

* 住民税非課税世帯の方は、オンラインによる資格確認を受けるか、保険者で発行された「任意記載事項が併記された資格確認書」等を病院に提示することにより、食事代が減額されます。

また、91日以上入院(長期入院該当)の方は、あらかじめ保険者へ申請が必要となります。長期入院該当の認定証が発行され、病院窓口へ提示することにより減額されます。

回復期リハビリテーション病棟を利用される

65歳以上の方の居住費の自己負担額

居住費 (1日)
430円

* 当院の回復期リハビリテーション病棟は、病床種別において「療養病床」のため、65歳以上の方は 居住費(光熱水費)が発生いたします。

指定難病の方、老齢福祉年金受給者、65歳未満の方は居住費の負担はありません。

《患者サポート課のご案内》



相談時間：月～金 8:30～17:00
土 8:30～12:30
(日・祝日は休み)

患者サポート課では、ソーシャルワーカーが、以下の事柄などの相談を無料でお受けいたしております
お気軽にご相談ください(1階正面玄関の横です)

- ・ 病気に伴う心配事
- ・ 医療費の助成制度などについて知りたい
- ・ 介護保険制度について知りたい
- ・ ホームヘルパー、通所サービスなどについて知りたい
- ・ シルバーカー、車椅子などについて知りたい
- ・ 手すり、風呂、トイレ等住宅改修について知りたい
- …など